

学校感染症による出席停止について

東京朝鮮第三初級学校

保護者様

医師により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。つきましては、担当医の指示に従い、許可が下りるまでは家庭で療養させてください。登校する時は、下記の「登校許可証」（必要時には併せて「登校届」）を記入していただき、担任に提出してください。

登校許可証

年 氏名 (学年、氏名は保護者が記入可)

担当医様

学校感染症と診断された場合、お手数をおかけしますが、下記の表への記載をお願い致します。

診断名			
診断した医療機関名 ＊1			
診断した医師名＊1			
受診した日	年	月	日
出席停止期間	年	月	日 ～ 月 日

＊1）医療機関で記入の場合、ゴム印等の押印でもかまいません。

※医療機関へ様式の持参をしなかった場合など、医師による「登校許可証」の記載が難しい場合には、保護者が次の対応をお願い致します。

- ①保護者が上記の表を記入する。
- ②下記の「登校届」に必ず保護者の署名をお願い致します。

登校届

上記感染症にて家庭での療養後、登校可能となりましたので _____ 月 _____ 日より登校を再開します。

年 月 日 保護者名（自署）